【記入例】※提出時に記入内容に不備があると、受付・受理できない場合があります。

離　婚　届

離婚届を提出する日です。過去や未来の日付は記入不可です。

令和 8 年 4 月 1日 届出

長 殿

受理	年 月 日	送付	年 月 日
第	号	大分県臼杵市長 印	
通知	年 月 日		
第	号		

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

(1)	(フリガナ) 氏名	夫 コウノ タロウ 甲野 太郎	妻 コウノ ハナコ 甲野 華子
	生年月日	昭和 60 年 1 月 1 日	昭和 61 年 12 月 1 日
	住所 (住民登録をしているところ)	大分県臼杵市大字臼杵72番地の1 マンション臼杵101	大分県臼杵市大字臼杵72番地の1 マンション臼杵101
		※居住実態が別々であっても、住所登録が同じ住所であれば、同じ住所を記入してください。	
(2)	本籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	大分県臼杵市大字臼杵72 (番地) 1 番	
	筆頭者の氏名	甲野 太郎	
	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄 (右記の養父母以外にも養父母がいる場合には、その他の欄に書いてください)	夫の父 甲野 一朗 母 甲野 良子 続き柄 二 男	妻の父 乙川 和夫 母 乙川 恵子 続き柄 長 女
		養父 養母 続き柄 養子	養父 養母 続き柄 養女
(3)(4)	離婚の種別	☑協議離婚 □調停 年 月 日成立 □審判 年 月 日確定	□和解 年 月 日成立 □請求の認諾 年 月 日認諾 □判決 年 月 日確定
	婚姻前の氏にもどる者の本籍	□夫 ☑妻 は □もとの戸籍にもどる ☑新しい戸籍をつくる 大分県臼杵市野津町大字野津市326 (番地) 1 番 筆頭者の氏名 乙川 華子	
(5)	未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子	
		父（夫）が親権を行う子 甲野 一	
		母（妻）が親権を行う子 甲野 三花	
		親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	
	(協議離婚で親権者の定めをした場合)相違なければ、それぞれが☑のようにしるしをつけてください。	夫 ☑離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻 ☑離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。

未成年(18歳未満)の子がいる場合、父母のどちらが親権を行うか(または父母双方が親権を行うか)、対象となる子のフルネームを記入してください。

親権が定まらず、家庭裁判所で家事審判等の申立てをしている子がいる場合はこの欄に記入してください。

(6)	同居の期間	平成25 年 1 月 から (同居を始めたとき) 年 月 まで (別居したとき)
(7)	別居する前の住所	番地 番 号
(8)	別居する前の世帯のおもな仕事と	□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤務者世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☑4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員世帯(雇用者は5) □5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯
(9)	夫妻の職業	(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 / 妻の職業
	その他	
	届出人署名 (※押印は任意)	夫 甲野 太郎 印 / 妻 甲野 華子 印

離婚届を提出する時点で、住民登録上同じ住所にいる場合は、「別居したとき」と「別居する前の住所」は空欄のままにしてください。

必ず、夫・妻 本人が署名してください。

証人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名 (※押印は任意)	甲川 洋子 印	丙原 良一 印
生年月日	昭和 62 年 11 月 30 日	平成 元 年 4 月 11 日
住所	大分県臼杵市大字臼杵72番地の2	大分県臼杵市野津町大字野津市 326番地の2 マンション野津101
本籍	大分県臼杵市大字臼杵 72 (番地) 3 番	大分県臼杵市野津町大字野津市 1 (番地) 1 番

「協議離婚」の場合、必ず証人2名(18歳以上の方)が必要です。

届出人との続柄は問いません。(父母、子、親戚、友人など)

1名しか記入がない場合や、空欄がある場合、離婚届を受理できません。

本籍が分からない場合は、必ずご自分の住民票等を取得して、本籍を調べてから記入してください。

午前午後 年 月 日 時 分受領	(3)(4)	
夫	□免□旅 □住 □マ □その他 □無 ( )	
不受理	□有 □無	
通知	□要 □不要	
妻	□免□旅 □住 □マ □その他 □無 ( )	(5)
不受理	□有 □無	
通知	□要 □不要	
使者	□免□旅 □住 □マ □その他 □無 ( )	
送付	年 月 日	

離婚の際に氏が変わった方が決める項目です。
婚姻前の氏に戻ることを選択した場合に記入してください。
ひとりで新しい戸籍をつくるか、もとの戸籍(婚姻前の戸籍)にもどるか、選択する必要があります。

離婚後も婚姻中の氏を名乗る場合は、この欄は空欄のままにして、別の用紙(離婚の際に称していた氏を称する届)を提出する必要があります。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について
☑取決めをしている。 □まだ、決めていない。
子育ての分担:子の身の周りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

親子交流について
☑取決めをしている。 □まだ、決めていない。
親子交流:未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について
☑取決めをしている。
□まだ、決めていない。※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。
養育費:経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

記入の注意

住所は、住民登録をしているところを書いてください。**※この届出で住所異動はできません。**
鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍
外国人のうち、次の地域の
1　台湾
2　パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)
そのほかに必要なもの　調停離婚のとき→調停調書の謄本
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき→和解調書の謄本
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

未成年(18歳未満)の親権を行う子を記入した場合、必ずこの欄の□に✓を記入してください。

住所を定めた年月日			
夫	年 月 日	妻	年 月 日

□本籍地確認 済
□住所地確認 済
□新本籍地確認 済
□もどる戸籍確認 済

事件簿番号	

連絡先			
電話	090-1111-222X	(夫)	携帯電話
電話	080-3333-444Y	(妻)	携帯電話

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。

法務省 離婚　　法務省パンフレット　　法務省の解説動画

日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。
【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp